

広島市市営住宅、広島市市営店舗及び広島市市営住宅等附設駐車場（東部地区）に係る指定管理者候補の選定について

広島市市営住宅、広島市市営店舗及び広島市市営住宅等附設駐車場（東部地区）について、次のとおり指定管理者候補を選定した。

1 施設の概要

- (1) 施設名及び所在地
 - ア 広島市市営住宅
東区、安佐北区及び安芸区にある市営住宅（37団地）
 - イ 広島市市営店舗
東区にある市営店舗（3店舗）
 - ウ 広島市市営住宅等附設駐車場
東区、安佐北区及び安芸区にある市営住宅等附設駐車場（23箇所）
- (2) 設置目的
住宅に困窮する低額所得者に対し、健康で文化的な生活を営むに足る住宅を低廉な家賃で賃貸すること等により、市民生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

2 募集の概要

- (1) 募集期間
平成27年8月3日～平成27年9月30日
- (2) 申請者 1団体
株式会社第一ビルサービス（広島市中区大手町五丁目3番12号）

3 審査の概要

- (1) 審査の方式
都市整備局指定管理者指定審議会において、指定管理者候補の選定を行った。
審査は、書類及び面接により、各委員が採点を行い、指定管理者候補として選定した。
- (2) 評価基準
評価項目

評 価 項 目
【1 市民の平等利用を確保することができること。】 [評価のポイント] ① 正当な理由がなく、入居者等の利用について不当な差別的取扱いをしないため、どのような方策がとられているか。 ② 条例、規則等に基づく平等な市営住宅等の利用について正確に理解しているか。また、適切な対応ができるようになっているか。
【2 施設効用が最大限に発揮されること。】 [評価のポイント] ① 管理方針は、市営住宅等の設置目的に沿った効率的・効果的な管理が行えるものとなっているか。 ② 事業計画は、管理方針を実現するための具体的な計画となっているか。
【3 事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力、人的能力を有していると認められること。】 [評価のポイント] ① 団体の経営は安定しているか。 ② 市が提示した適正な管理の実施が確保されるようになっているか。 ③ 個人情報等の管理体制は適正か。 ④ 緊急事態等に対応可能な体制になっているか。
【4 管理経費の縮減】 提案額が上限額以下となっていること。（提案額が下限額を下回っている場合は、調査により業務が適正に履行されると認められること。）

(注) 上記評価項目のうちいずれか1項目に「0点」がある場合は、選定の対象外とする。

4 審査結果

審査結果は次表のとおりであり、**株式会社第一ビルサービス**を指定管理者候補として選定した。

申 請 者	株式会社第一ビルサービス
評 価 項 目 1	適
評 価 項 目 2	適
評 価 項 目 3	適
評 価 項 目 4	適
◎ 指定管理料上限額 8億9,950万4千円	
◎ 指定管理料提案額 8億9,942万9千円	

※ 指定管理料上限額及び指定管理料提案額に係る消費税及び地方消費税の税率は8%で算出している。

5 指定期間

平成28年4月1日～平成32年3月31日